



ニュースレター



事務局: TEL.095-820-4978 FAX.095-820-4377 ホームページ <http://www.nagasaki-vs.jp>

早期援助団体を目指す

残暑お見舞い申し上げます。

私は、盛夏に南国台湾で生まれたいせいか、夏は嬉しい季節です。皆様はいかがお過ごしですか。

さて、このたび、被害者参加制度の導入を柱とする、刑事訴訟法の一部改正が成立しました。

すなわち、長らく被害者は、刑事裁判において当事者として参加することはありませんでした。検察官の犯罪立証の必要上、証人として証言する場合があります。それが、平成12年の刑事訴訟法の改正で、被害感情などを法廷で意見陳述することが出来るようになりました。さらに今回の改正で、殺人など一定の犯罪の場合ですが、被害者は公判で検察官の横に座って、被告人に対して質問したり、被告人の生活態度など情状にからむ証人尋問をしたり、することが出来るようになりました。

今回の主な改正点の第二は、被害者が被告人に対する量刑(刑をどの程度のものにするか)に関して意見陳述をすることが、法定刑(法律上定められている刑罰)の範囲内で、認められることになりました。

第三に、付帯私訴という制度が出来ました。付帯私訴とは、被害者が刑事裁判の手続の中で、被告人に対して損害賠償請求をする制度です。これまで被告人(加害者)に対して損害賠償請求をするには、別途、民事訴訟を提起しなければなりません。今回の改正で、刑事裁判手続の中で被害者が損害賠償請求をすれば、同じ裁判官が損害賠償額の支払を命じてくれることになりました。

日本において犯罪被害者支援活動が緒に就いた頃(約20年前)を想えば、隔世の感があります。これらの改正により、法廷での被害者支援の活動の場が増えると思います。

さて、我が長崎被害者支援センターは、設立5年目に入った本年4月から、新たに常勤の支援員を得て、それまで週2日だった電話相談の受付日を、週5日に増やしました。このところ、毎月の電話相談件数が、前年比5割くらい増加しています。

そして、さらに我がセンターは、平成21年3月末までに公安委員会の「早期援助団体」の指定を受けることを目指しています。この指定を受けると、犯罪が発生した場合、その被害者の住所・氏名等を、センターが警察から情報提供を受けることが出来るようになります。そうなりますと当センターは、今のような被害者からの申告を待つ動き出す、受身の相談や支援だけでなく、こちらから能動的、積極的に被害者に連絡をとって、早期に支援の手を差し伸べることが出来るようになります。

そのように早期に支援することが、その後の被害者の精神的回復にとって非常に良いということは、当センターの太田副理事長(精神科医)、前田理事(臨床心理士)が強調されるところです。

早期援助団体の指定を受けることにより、当センターの被害者支援活動は、その数においても質においても、飛躍できると思います。

しかし、その指定を受けるには、いろいろなハードルがあります。センターがもっと人的にも物的にも充実することが求められます。そのためもあって、このたび賛助会費の値上げを致しました。何卒、ご理解賜りたく存じます。

ひきつづき、皆様の物心に亘たるご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



NPO法人
長崎被害者支援センター理事長
塩館 志郎

電話
相談



(095)-820-4977

毎週火～土曜日 / 10:00～16:00

秘密厳守
相談料無料

面接相談: 電話相談の上、予約が必要となります。必要に応じて弁護士・臨床心理士の面接相談も行います。

平成18年度事業報告および収支決算書

《平成18年度収支決算書》

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

□ 収入 (単位:千円)

勘定科目	決算額
会 員 収 入	1,903
寄 付 金 収 入	2,812
補 助 金	2,000
その他(基金助成)	3,032
前期繰越金	2,041
計	11,788

□ 支出

勘定科目	決算額
事 業 費	4,708
管 理 費	4,457
繰 越 金	2,623
計	11,788

《平成18年度事業報告書》

□ 会議、研修会等開催状況

理事会	3回
運営委員会	10回
研修会参加	5回
出張講義(講演)	9回
相談員レベルアップ研修会	6回
支援ボランティア養成講座	22回

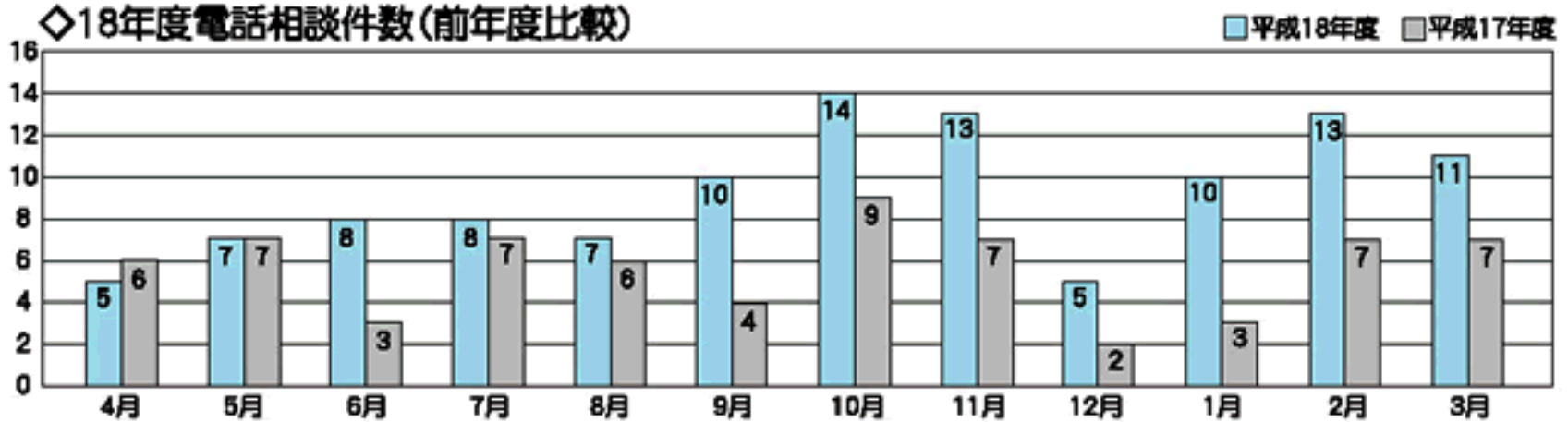
(5期生H18年5月～12月、6期生H19年1月～開講中)

□ 普及啓発活動等

地域別相談会(佐世保市、島原市)	2回
街頭宣伝活動等(パネル展示、広報グッズ配付など)	4回
公共交通機関、新聞等への広告掲載	4社
ニュースレター発行(8月、3月)	2回

相談等支援実績報告

◇18年度電話相談件数(前年度比較)



◇支援の月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	5	7	8	8	7	10	14	13	5	10	13	11	111
面接相談	0	4	0	3	2	6	2	3	1	0	3	1	25
直接支援	1	3	0	2	1	1	2	2	0	1	1	1	15
計	6	14	8	13	10	17	18	18	6	11	17	13	151

◇被害類型別相談・支援件数

殺 人	暴 行 傷 害	性 的 被 害	D V	交 通 事 故	財 産 被 害	医 療 過 誤	セ ク ス ト ー カ ー	セ ク ス ハ ラ	そ の 他	問 合 せ	計
3	28	10	13	38	3	1	11	16	28	151	

◇支援状況

- ① 電話相談…相談日は週2日で100日開設した。また相談日外の間合せもかなり増加した。
- ② 面接相談…法律相談が12回と多く、臨床心理士による相談も2回行われた。また 支援員による面接も前年度に比べ活発に行われた。
- ③ 直接支援…支援内容は、法律相談付添い、警察付添い、代理傍聴、臨床心理士付添い、関係機関付添いなど、件数的には少ないが、多様化してきている。

平成19年・上半期活動報告

1月 支援ボランティア養成講座6期生開講

第1回目及び2回目は、公開講座としても開催いたしました。



開講式後、弁護士による「法律①」(1/20)



常盤大学の富田教授による「犯罪被害者支援について」(1/27)

※当日は「遺族の方の講演」も行ないました。

1月 各種相談窓口等意見交換会



内閣府の「交通事故被害者サポート事業」の一貫として国民が互いに支え合う、安全で安心できる交通社会の実現を目指し、「交通事故相談所」と「被害者支援センター」との更なる連携・強化と交通事故相談所の現状を知るための意見交換会が開催され、活発な意見交換が行われた。

2月 「長崎県警察音楽隊第17回定期演奏会」会場にてパネル展示



当日は、波佐見町の丸田ご夫妻(交通事故遺族)による絵本「星になったあかねちゃん」の原画展も開催されていきました。

2月 全国被害者支援ネットワーク 春期全国研修会参加



4月～8月 大型電光掲示板で広報



「近畿産業信用組合様」のご協力により大波止電停前(長崎市内)の組合ビルに掲示。

5月 通常総会開催



5月 暴力追放・銃器根絶長崎県民大会会場にてパネル展示



平成19年度事業計画

□事業目標

今年度は、犯罪被害者等早期援助団体指定に向けての取り組みを大きな柱とし、各事業の活性化と充実を目標とします。具体的内容は以下のとおりです。

- 相談業務は、相談日および時間の拡大を行ない、それに伴い常勤相談員を雇用する。
- 広報活動の強化とし、地域別相談会の継続、市町の広報誌および県内の各警察署発行のミニ広報誌などへの依頼を活発におこなう。
- 支援員に関しては、増員のため、支援ボランティア養成講座を現在実施中の6期生終了後、7期生講座開設をおこないます。また、現役相談員のレベルアップとして、継続研修会を2ヶ月に1回から、毎月開催します。

□行事予定

(1)地域別相談会を開催します(秘密厳守・相談料無料)

〈相談担当者〉:弁護士・臨床心理士・支援相談員など

場所・日時	対馬市	8月24日(金) 13時30分～16時30分 対馬市交流センター
	大村市	9月7日(金) 13時30分～16時30分 大村市役所内 市民110番

事件や事故で心身を傷つけられた被害者及びそのご家族やご遺族の方を対象に、通常の電話相談ではなく今回は特別に、直接各地域を訪問して、弁護士等が面接相談を行います。

- 事件・事故の後、誰に相談していいのかわからない方。●裁判が気になるけど、一人では行けない方。
- 裁判官に心情を訴えたい方。●裁判記録を見たいけど一人では裁判所へ行けない方。
- 事件・事故以来、時間が止まっている、夜眠れない、不安で誰かに相談したいけど話さずらい。
- 昔の事件・事故だけど、いまだに夢を見る、思い出すとすごく辛く苦しい、等。

(2)研修会等

- 被害者支援セミナー(付添い等の直接支援に携わる支援員の育成を目的とした研修)
- 九州地区直接的支援セミナー(九州ブロックにおける研修会)
- 全国被害者支援ネットワーク主催秋季・春季研修会
- 各種講演・講義 ほか ●相談員継続研修会(毎月開催)

(3)支援ボランティア養成講座7期生開講(平成19年9月～平成20年7月)

目的	当長崎被害者支援センターでは、現在、被害者並びに家族の方に、電話相談・面接相談・その他の支援活動を実施しております。その為、平日に電話相談や面接相談をおこなえる方、または、普及啓発活動などに参加して頂ける方を必要としております。養成講座では、犯罪被害者等支援活動の知識及び相談技術を身につけ、支援活動をおこなえる人材の育成を目的としています。	
活動内容	(1)相談活動……………(電話相談・面接相談など) (2)広報啓発活動等……………(街頭宣伝活動支援、ニュースレター発送手伝い等)	
資格	年齢:20歳以上～65歳以下、特別な資格は問わない 主に平日に活動可能な方	
講座内容	(1)講座期間	平成19年9月～翌年7月頃(毎月2回～土曜日実施)
	(2)開催場所	長崎市内
	(3)講義内容	法律関係、社会福祉、精神医学、カウンセリング実技など
	(4)受講料	テキスト代のみ(概ね3000円程度)

被害者と家族の感情の溝を埋めること

● 本人も辛い、家族も辛い

「ある日突然に、自分の子供が犯罪の被害にあったら…」「身も心も傷ついて帰って来た家族に、どんなことばをかけたら良いのか？」実は、これらの事柄にぴったりと当てはまる答えを、私は知りません。こんな状況だからこそ、家族にしっかり抱きしめられたい、そばで支えて欲しいと誰もが思います。ところが、家族の方も被害者と同じように、心の安全装置がはたらきはじめます。心の準備ができない突然の不幸の時には、家族をささえるよりも、自分自身がぐらぐらしてしまうことの方が自然のようです。



長崎被害者支援センター理事
前田和明(臨床心理士)

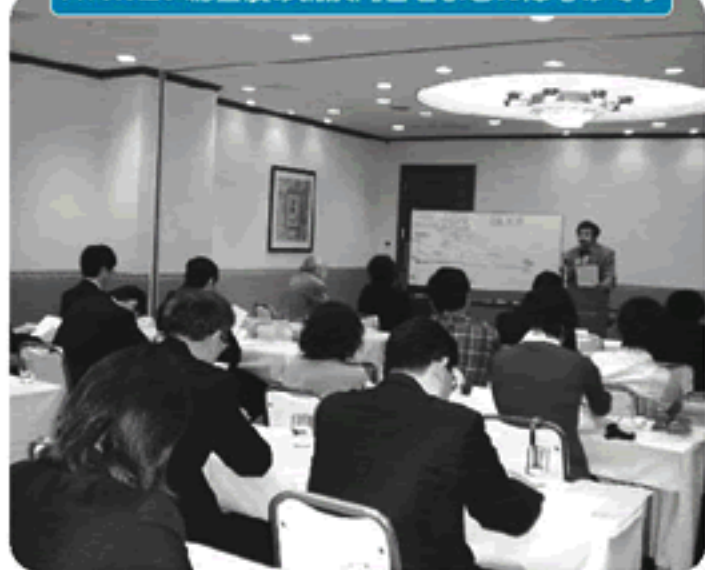
● 思いがけないことばさえ出る

性被害にあった女子高校生が、私に話してくれました。「お母さんから、おまえが悪いって言われた。お祭りに一人で行くなと言ったのに、親の言うことを聞かないからバチが当たったと言われて、へこんだ…」とんでもない親だと思ふ前に、もし自分だったら被害にあった女子高校生に、どのようなことばをかけるだろうかと考えてみてください。この女子高校生は親から、「こわかっただろうね」「痛かったよね」「あなたに落ち度はないよ」「しかえししてやる」というようなことばが欲しかったのだそうです。

● 第三者への相談が感情の溝を埋める

ことばでさえ、ズレが生じることの多い被害直後の状況です。その後、被害者と被害者の家族との間に感情の溝が生じることがあります。「わかってほしい」⇔「わからないなら、もういい」「たすけてほしい」⇔「たすけなんかいらぬ」「加害者に一言いいたい」⇔「二度とあいたくない」などの、両極端の感情が交錯して、一番身近にいるはずの存在との間に溝を作ってしまうのです。このような時に、第三者の力を借りることで、被害者と家族との感情の溝を埋めることができます。第三者に相談することで、①事件全体を見直すことができる(認知の変化)、②被害者と家族の間で煮詰まっていたものの整理ができる(関係性の変化)、③お互いの感情について再確認ができる(感情の調整)、という流れが期待できます。

H19.5.25 総会後の講演内容をまとめたものです



● 長崎被害者支援センターでの支援

長崎被害者支援センターでは電話相談を入り口に、次のような支援をしています。

- ・「面接支援」: 日時、場所を決めて弁護士・医師・臨床心理士などの面接を受ける(無料)
- ・「直接支援」: 裁判傍聴同席、病院受診の付き添い、弁護士依頼などの手伝い
- ・「自助グループ」: 被害者、被害者家族同志の出会いのお手伝い
- ・「巡回相談会」: 昨年からスタートした、県内をまわりながら相談を受ける試み

今年は特に、「自助グループ」の充実をはかるつもりであります。

賛助会員の会費変更について(お願い)

◎本年5月25日に開催した、通常総会において、賛助会員会費の変更が下記のとおり改定されました。

変更理由としては

- ①相談日および相談時間の拡大により、常勤相談員や支援ボランティアの増員が必要となり、それに伴う、経費の増額
- ②普及啓発活動および支援員の育成(本年2回の講座開設予定)にかかる経費 ほか
- ③電話相談の増加による面接相談や付添い支援などの直接支援の増加が見込まれる
- ④早期援助団体の指定に向けて現在受けている期限付き日本財団助成金の打切り後の、安定した自己資金確保のため

などによるものです。

また、今回改定後の金額は、全国の支援センターの大半とほぼ同じ金額です。

以上の事から、会員の皆様には、大変ご迷惑をおかけする事になりますが、何卒、ご協力とご理解を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、今年度は、移行期間として、改定前の会費での受付けも行っております。

	改定前	改定後
団体	1口 5,000円	1口 10,000円
個人	1口 1,000円	1口 3,000円

次号のニュースレターから賛助会員および寄付者の方のご芳名を掲載させていただきます。

◎次号よりご協力いただいている皆様には、お礼の意を込めて、ご芳名を掲載することに致しました。なお、掲載を希望されない方は、振込用紙のご芳名について「掲載を希望しない」の欄にチェックをしていただきたく存じます。

※振込用紙の通信欄に、必要事項を必ずご記入のうえ、お振込していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

人形劇・講演会のご案内

*****「糸あやつり人形劇団 クライシス*」犯罪被害者とその応援団*****



◇長崎県「団塊世代等との協働モデル事業の取り組み」により「人形劇および犯罪被害者等による講演会」が下記のとおり開催されます。

日時:平成19年10月13日(土)
13:30~16:00

場所:メルカつきまち 5階ホール
長崎市築町3番18号
☎095-823-9333

入場料:無料

主催:犯罪被害者支援有志の会

共催:長崎県、長崎県警察

●詳しくは095-820-4978まで

※「クライシス」…全国犯罪被害者の会(あすの会)
関西集会有志の会の方々による人形劇団